

成長戦略関連総合調査事業に係る企画提案公募 Q&A

令和7年4月17日現在

大項目	小項目	質問	回答	質問日
公募要領	公募参加資格	申請にあたって、他社とジョイントで申請をすることは可能でしょうか。	他社と共同企業体として応募することは可能です。共同企業体で参加の場合、公募要領p.3に記載の共同企業体届出書等の提出が必要になります。	4月10日
公募要領	スケジュール	「令和7年8月8日（金）報告書提出締切」、「令和7年12月26日（金）追加報告書提出締切」、「令和8年3月31日（火）公表資料提出締切」のそれぞれの位置づけ、提出物についての想定をご教示戴きたい	「令和7年8月8日（金）報告書提出締切」には、仕様書記載の調査に係る報告書、完了届等を、「令和7年12月26日（金）追加報告書提出締切」には追加調査に係る報告書を、「令和8年3月31日（火）公表資料提出締切」には公表資料をそれぞれご提出ください。なお、報告書、追加報告書及び公表資料の提出にあたっては、印刷物の外、WordやPowerPointなど、二次利用できる形式の電子データでも提出してください。	4月10日
公募要領	スケジュール	「令和7年8月8日（金）報告書提出締切」、「令和7年12月26日（金）追加報告書提出締切」とあるが、基本的に8月8日（金）報告書提出のタイミングですべての委託業務項目の調査を終える想定か。追加報告書のタイミングへの調査の積み残しは想定されているか。	仕様書に記載している調査項目については、8月8日（金）まで調査を終えて、報告書をご提出ください。	4月10日
仕様書	事業趣旨・目的	「（1）新たな成長産業分野」の中に、「（2）カーボンニュートラル分野、（3）ロボット関連産業分野」が入っているのか、それとも、それぞれ並列で（1）新たな成長産業分野は、（2）、（3）とは別の分野を指しているのか、どちらになりますでしょうか。	基本的に「（1）新たな成長産業分野」の中には、「（2）カーボンニュートラル分野」「（3）ロボット関連産業分野」は含まれていません。ただし、カーボンニュートラル分野及びロボット関連産業分野であっても、仕様書p.2.3の（2）（3）で調査対象としない分野については、その周辺技術等を含めて「（1）新たな成長産業分野」の調査対象分野としています。	4月10日
仕様書	業務内容	「（1）新たな成長産業分野の調査」において、内閣府統合イノベーション戦略の9分野に関する技術等の探索・調査、および将来予測等の分析が求められているが、大阪府様として特に注目されている技術などはあるか。	現段階において、特定の技術に注目しているということはありません。	4月10日
仕様書	業務内容	「（1）新たな成長産業分野の調査 ①大阪で成長が見込まれる新たな技術等の探索・調査」において、「府内企業の強み等から大阪の成長に貢献する可能性が高いと考えられる技術等を絞り込み」とあるが、絞り込みの数などは現状で想定されているか。	具体的な絞り込み数は想定していません。	4月10日

仕様書	業務内容	「（１）新たな成長産業分野の調査（２）カーボンニュートラル分野の調査（３）ロボット関連産業分野の調査」において事業者ヒアリングが含まれているが、それぞれヒアリング数等の想定等はあるか。	具体的なヒアリング数等の想定はありませんが、仕様書p1記載の事業趣旨・目的が達成できるよう、必要なヒアリング数を確保してください。	4月10日
仕様書	業務内容	「（２）カーボンニュートラル分野の調査 ①水素・アンモニア等への燃料・原料の転換が有望な府内の業種と想定利用量の調査 ②水素・アンモニア等の利用にあたり、イノベーションが必要な技術等や、これらの技術等に対応可能な設備・部材等の製造技術を有する府内企業の調査」において、例えば水素のみにスポットを当てた調査等、分野内で調査技術の絞り込みを前提とした調査は可能か。	全体を調査いただく必要があります。その上で特に重要と考えられる分野を深掘して調査するケースは想定されます。	4月10日
仕様書	業務内容	「（２）カーボンニュートラル分野の調査 ③ペロブスカイト太陽電池などの電池分野とバイオものづくり分野に参入可能な要素技術を有する府内企業の調査」において、例えば電池分野ではペロブスカイト太陽電池にスポットを当てた調査、バイオものづくり分野ではバイオ燃料やバイオ食品にスポットを当てた調査等、分野内で調査技術の絞り込みを前提とした調査は可能か。	全体を調査いただく必要があります。その上で特に重要と考えられる分野を深掘して調査するケースは想定されます。	4月10日
仕様書	業務内容	「（３）ロボット関連産業分野の調査 ④有識者調査」において研究会の開催が求められているが、この有識者による研究会の想定人数があればご教示戴きたい。また、上記に関連し、本事業の契約締結時期が5月中旬とのところ、契約締結後から有識者選定・研究会の委員委嘱等が必要になる状況を鑑みると、8月までに研究会を2回以上開催することが難しい場合も想定されるが、研究会の開催回数を減らすないし8月の報告書提出以降、追加報告書提出までの期間に研究会を開催するということは可能か。	具体的な有識者の想定人数はありません。提案者のこれまでの実績、独自の知見やノウハウ等を活かした研究会の運営方法及び開催企画案を具体的に提案してください（仕様書p4を参照）。なお、有識者の招聘に当たっては、有識者により代表される意見、学識、経験等が均衡のとれた構成になるよう留意してください。 有識者調査のための研究会を2回以上開催した上で、これら結果・成果についても、令和7年8月8日までに報告書として取りまとめて提出してください（仕様書p4～6を参照）。	4月10日
仕様書	業務内容	「（５）調査結果の報告、報告書の作成」において、「本調査の結果については、大阪府が並行して検討を進める成長戦略の検討材料とするため、調査項目によっては早期に調査結果が必要となる場合がある。各項目の調査スケジュールや調査結果の報告時期について、大阪府と協議しながら調査を進めること。」と記載があるが、早期の調査が必要となる項目の現状想定があればご教示戴きたい。	基本的に仕様書p5に示すスケジュールで業務を進めていただきます。ただし、現時点で具体的な想定はありませんが、調査項目によっては早期に調査結果が必要となる可能性があることから、調査スケジュールや調査結果の報告時期については大阪府と協議をしながら進めてください。	4月10日

仕様書	業務内容	「（５）調査結果の報告、報告書の作成」において、「なお、報告書、追加報告書及び公表資料は、印刷物の外、WordやPowerPointなど、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。」とあるが、提出する報告書等については電子媒体のみでの提出は不可であり、紙媒体・電子媒体の双方の提出が必要となるという理解で相違ないか。	お見込みのとおりです。	4月10日
仕様書	業務内容	「（５）調査結果の報告、報告書の作成」において、「受託者は、（１）から（３）の結果・成果について、令和７年８月８日金曜日までに報告書として取りまとめ大阪府に提出すること。上記報告書の提出後、追加調査事項を大阪府と協議の上、追加調査を実施し、令和７年１２月２６日（金曜日）までに追加報告書として取りまとめ、大阪府に提出すること。」について、下記２点、ご教示戴きたい。８月８日（金）報告書提出締切以降の追加報告書提出に向けた作業として、説明会では「追加でボリュームあるものを依頼する想定ではない」とのご回答を戴いておりましたが、８月８日（金）報告書提出時までと同程度の作業量・作業負担になる可能性はありますでしょうか。□８月８日（金）報告書提出時までと同程度の作業量・作業負担となる場合、追加予算措置等のご想定はありますでしょうか。	追加調査で、本調査と同等規模のものを依頼することは想定していません。よって、追加調査に係る予算措置は想定していません。	4月10日
仕様書	一般原則	仕様書４.に「事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。」との記載がありますが、再委託に関する協議のタイミングはいつ頃の想定か（提案時、契約締結時等）。また、協議の上再委託が認められる場合に、再委託先が業務実施可能になるまでに要する期間はどの程度か（例：再委託申請が認められるまでに要する標準的な日数）。また、再委託ではなく、JV形式の共同企業体としての提案であれば大阪府への相談なく可能という理解で相違ないか。	契約締結後であっても、再委託の必要が生じた場合は、大阪府と協議してください。協議後、府の内部の決定を得て、再委託が認められる形となります。決定にあたっては、1.2週間程度要する見込みです。また、JV形式で行う取組は再委託に該当しません。	4月10日